

# 令和6年度 税制改正要望書

令和5年5月16日

公益社団法人 阿南法人会

令和5年5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性の「5類」に移行したが、引き続きその対応に最大限の配慮をしつつ、ポストコロナも見据えた日本経済の再生を目指し、「経済活性化と中小企業対策」、「歳出・歳入の一体的改革による財政健全化」を中心に、時代の要請に沿った税制であるかの検討を行い、その見直しを提言する必要がある。

## I 法人税

### 1 法人税基本税率の引下げ

平成30年度税制改正により法人実効税率(法人税・法人住民税・法人事業税)が29.74%まで下がったが、国際競争力を高め、国内投資や雇用の創出・拡大を図るため、引き続き法人実効税率の見直しを図る必要がある。

### 2 中小企業に対する軽減税率適用限度の引下げ

中小企業の活性化や経営体質強化を図るため、税制面での支援として長年据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を、1,600万円に引き上げるとともに、現在の15%の軽減税率を本則として恒久化すべきである。

### 3 減価償却制度の改善

少額な減価償却資産については、その取得価額の金額が10万円未満、10万円以上20万円未満、20万円以上30万円未満という3区分により損金等への算入方法が規定されているが、事業者の事務負担を軽減するとともに簡素な税制を実現するため、取得価額が30万円未満の減価償却資産は全額を損金等の額に算入すべきである。

### 4 役員給与の原則損金算入

会社法では、株式会社と役員は委任契約であり、取締役の報酬等の金額は株主総会の決議等により定められる。また、会計上では、役員報酬・賞与は職務執行の対価として発生した会計期間の費用とされていることから、原則として役員給与は損金算入とし、限定的に不算入事項を列挙して明示すべきである。

## II 消費税

### 1 単一税率

現行の消費税は、軽減税率の適用範囲が合理的とは言い難く経済活動や課税実務に混乱をもたらしており、軽減税率の導入により事業者の事務負担が避けられず執行コストも高くなること、さらに高所得者にも同じ効果を与えて社会的な公平性を欠くなど弊害が多いことから単一税率とすべきである。

### 2 簡易課税制度の簡素化

すべての課税事業者に仕入税額控除の厳格な適用を求めるのは困難であり、経営資源の乏しい中小事業者には事務負担に対する継続した配慮が必要である。現行の簡易課税制度は、基準期間における課税売上高や事前届出書の提出という条件が必要なためその選択を逸する事業者も存在している。当課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には、確定申告時に簡易課税制度を選択できるようにすべきである。

### 3 インボイス制度への対応

インボイス制度については、企業等から導入に伴う不安事項の意見集約を図り、インボイス制度の周知、相談指導体制の強化、事務的な負担増等の軽減措置を検討するなど、企業等の更なる負担を招かぬよう、運用開始に向け引き続き十分な対応を要望する。

## III その他

### 1 印紙税の廃止

電子商取引の普及によりペーパーレス化が著しく進展するなか、紙を媒体とした文章のみに課税する印紙税は不合理で公平性を欠いていることから、直ちに廃止すべきである。

### 2 相続税の課税強化の見直し

平成27年から相続税の基礎控除額5,000万円が3,000万円に、法定相続人一人当たり1,000万円も600万円にそれぞれ引き下げられた。中小企業の安定的な存続と成長にとって重要な事業承継を円滑に進めるために、早急に従前の水準に引き下げるべきである。

### 3 償却資産に係る固定資産税の廃止

建物勘定以外の償却資産に対する課税は諸外国にはほとんど例がなく、国際競争力の保持の観点から廃止すべきである。また、償却資産への課税は償却方法等が異なるため法人の帳簿価額とは別物となっており、これを廃止するまでの間は法人税法に基づく帳簿価額を課税対象とし、かつ申告対象期間・申告期限も法人税と同一とすることを求める。